

令和3年度アイヌ政策推進交付金交付決定について  
(交付決定日：令和3年4月1日)

市町村名	交付対象事業	交付決定額 (単位：千円)
北海道 札幌市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アイヌ伝統的生活空間の再生</li> <li>・ アイヌ文化体験講座、イベントにおけるアイヌ古式舞踊の披露等</li> <li>・ アイヌ文化交流センターの展示物の充実、展示解説の多言語化等</li> <li>・ 町内会等を対象としたウポポイとアイヌ文化交流センターを巡る研修バスツアー等</li> <li>・ アイヌ文化に関連した新たな商品の開発、マーケティング強化、プロモーション等</li> <li>・ 小中高生を対象としたアイヌ文化体験プログラム等</li> </ul>	104,435
北海道 旭川市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ チセの補修技術を伝承するための補修体験</li> <li>・ 旭川市博物館におけるアイヌ語講座及び刺繍講座</li> <li>・ 旭川市民生活館におけるアイヌの刺繍、木彫及び料理の講習会</li> <li>・ 小中学校におけるアイヌの古式舞踊や楽器演奏を披露する音楽会</li> <li>・ 体験学習等で使用するアイヌ民族資料（レプリカ）の製作</li> <li>・ 旭川市博物館等における児童生徒向けアイヌ学習プログラム</li> <li>・ アイヌ文化を紹介するフリーペーパーの作成</li> <li>・ アイヌ語地名表示板の設置やバスツアー等の実施</li> <li>・ 観光イベントと連携したアイヌ文化を体験できる「アイヌ文化ふれあいまつり」</li> <li>・ 旭川市博物館におけるアイヌ文化の体験活動や講演会の実施</li> <li>・ アイヌ文化関連スポットを観光客に紹介する観光モデルコースの開発、ガイド育成研修</li> <li>・ 「こたんまつり」や「冬まつり」におけるアイヌ文化の発信</li> <li>・ 「アイヌ文化の森・伝承のコタン」周辺の案内板の整備</li> <li>・ 旭川市民生活館の照明器具の取替え、床修繕等</li> </ul>	17,092
北海道 室蘭市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アイヌ文化に関する一般市民向け講演会、刺繍体験学習会</li> <li>・ 室蘭市民俗資料館に収蔵しているアイヌ民具の展示複製作成</li> </ul>	3,690
北海道 釧路市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生</li> <li>・ ヒメマス祭り（カパチュブノミ）を通じたアイヌ文化の動画作成及び情報発信等</li> <li>・ アイヌ音楽の演奏技術や伝統音楽の継承、普及啓発</li> <li>・ オンネチセにおけるアイヌの伝統的儀式体験やアイヌアート展示の多言語対応等整備</li> <li>・ アイヌ文化ガイドのプロモーション等</li> <li>・ アイヌ文様デザインの作成及び知的財産としての管理等</li> <li>・ WEB等を通じたアーティストのプロモーション、新たな商品開発・販売ルートの開拓等</li> <li>・ 「阿寒湖アイヌコタンマップ」の作成、アイヌ工芸家等の情報を充実させたWEBの作成</li> <li>・ アイヌ文化の魅力を国内外に発信するプロモーション</li> <li>・ アイヌ高齢者等から伝承された芸術文化を日本各地において披露</li> <li>・ 冬期観光イベント「氷上フェスティバル」においてアイヌ音楽等の披露</li> <li>・ 阿寒湖アイヌ工芸の大型木彫作品を制作する技術を次世代に継承</li> <li>・ 釧路市立博物館におけるアイヌ文化の体験型ワークショップ、映像コンテンツの制作等</li> <li>・ 釧路市動物園における動物とアイヌ文化との関わりを理解するための施設整備</li> <li>・ アイヌの高齢者が保有する文化知見（古式舞踊、工芸、儀式等）の保存・継承</li> <li>・ 春採生活館の改築</li> <li>・ 緑町生活館のバリアフリー化・多機能化、三世代交流事業の実施</li> </ul>	294,040

市町村名	交付対象事業	交付決定額 (単位：千円)
北海道 帯広市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アイヌ古式舞踊の披露、アイヌ料理等の体験交流</li> <li>・「アイヌ文化とのふれあいゾーン」の形成</li> <li>・アイヌ古式舞踊の魅力向上を図り、観光コンテンツ化</li> </ul>	16,178
北海道 苫小牧市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アイヌの伝承技術等を学ぶ講習会（刺繍・木彫等）</li> <li>・ニュージーランド先住民族との交流</li> <li>・苫小牧市美術博物館展示物のデジタル化等</li> <li>・苫小牧市生活館の改修</li> </ul>	4,336
北海道 根室市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・根室市歴史と自然の資料館所蔵のアイヌ関係資料を図化し、展示パネル等に活用</li> <li>・市内チャシ跡のレーザ測量を行い展示物への活用、既存説明板の多言語化</li> </ul>	9,095
北海道 千歳市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アイヌ伝承活動の担い手の育成</li> <li>・チプ（丸木舟）の制作及び操船に関する知識と技術の保存・継承、有用林産物の資源量調査</li> <li>・サケのふるさと千歳水族館体験型プログラムの創出</li> </ul>	19,316
北海道 登別市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アイヌ関連絶版図書の収集、郷土資料のデジタル化等</li> <li>・ウポポイ経由（登別温泉・ウポポイ・新千歳空港）の都市間バスの運行</li> <li>・JR登別駅前の情報発信拠点施設の整備（建設工事）</li> <li>・サイバン先住民族との交流</li> </ul>	101,706
北海道 恵庭市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アイヌ副葬品等の保管室設置</li> <li>・中高生を対象としたアイヌ文化マスター育成</li> <li>・アイヌ文化学習のための体験見学会</li> </ul>	2,175
北海道 伊達市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アイヌ文様刺繍講座</li> <li>・市民を対象としたウポポイを訪問する研修バスツアー</li> <li>・だて歴史文化ミュージアムにおけるアイヌに関する特別展示のPR等</li> <li>・有珠生活館の建替えに係る実施設計</li> <li>・アイヌ高齢者を中心に「阿寒まりも祭り」やアイヌ関連施設を訪問する研修バスツアー</li> </ul>	17,978
北海道 八雲町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活館におけるアイヌにまつわる昔話などの子供向けビデオ上映会</li> </ul>	716
北海道 余市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アイヌ関連施設を観光タクシーで周遊する観光ルートの構築</li> <li>・アイヌ関連施設観光サインの設置</li> <li>・よいち水産博物館のアイヌ資料展示のための施設改修</li> <li>・旧下ヨイチ運上家のアイヌ資料展示のための整備</li> </ul>	21,062
北海道 豊浦町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アイヌの伝統的儀礼の開催場所である礼文華海浜公園の再整備</li> <li>・アイヌブランド化のためのホタテ稚貝育成調査</li> <li>・生活館を拠点としたアイヌ文様ラッピングバスの運行</li> </ul>	145,640
北海道 白老町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生</li> <li>・アイヌ文化の継承のための人材育成（伝統手工芸の担い手等）</li> <li>・小中学校におけるアイヌ文化体験及び地場産品を活用した郷土給食</li> <li>・ウポポイやアイヌ文化をPRするためのプロモーション</li> <li>・JR白老駅北口でのウポポイとアイヌの町白老をPRするロングランイベント</li> <li>・ウポポイ来場者の急病人対応のための医療体制の整備</li> <li>・アイヌ関連施設循環バスの運行</li> <li>・ウポポイ来場者の利便性確保のためのJR白老駅臨時改札の運営</li> <li>・小中学校の継続的な学力向上を目的とした学習支援員の配置</li> <li>・白老生活館の改修（基本設計等）</li> </ul>	170,544
北海道 洞爺湖町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駅や観光スポットにおけるユリ科の植物などアイヌの生活に関わりの深い植物の植栽</li> <li>・地域住民向けの木彫り教室やアイヌ協会会員向けの伝承者育成研修</li> <li>・中学生対象のICT学習を活用した学習機会の提供</li> </ul>	9,400

市町村名	交付対象事業	交付決定額 (単位：千円)
北海道 むかわ町	・アイヌに関する文化公演会	4,080
北海道 平取町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・博物館が所蔵するアイヌ民具の高解像度での撮影</li> <li>・イオル再生（アイヌ文化継承者の育成、他の地域への自然素材の供給等）</li> <li>・アイヌ語教室（子どもの部及び成人の部）</li> <li>・町民を対象としたアイヌ文化や歴史などを学ぶ講座の開催（シシリムカ文化大学）</li> <li>・アイヌ工芸体験（木彫や織物、レーザー彫刻などの体験メニュー等）</li> <li>・アイヌ文化等の講師を町内外の小中高校に派遣</li> <li>・アイヌ文化の理解を深めるための演劇の公演</li> <li>・二風谷アイヌ文化博物館で特別展と講座の開催</li> <li>・大学生・大学院生を主な対象とした二風谷地区でのアイヌ文化体験プログラム</li> <li>・町立図書館におけるアイヌ関係図書の整備</li> <li>・アイヌ文化＋食や温泉といった観光コンテンツを回遊してもらう仕組みのPR</li> <li>・2022年のジャパンハウス（ロンドン）におけるアイヌ文化発信のための準備</li> <li>・札幌圏からのアイヌ文化体験モニターツアー</li> <li>・ポータルサイト、動画コンテンツの拡充等によるアイヌ文化観光の国内外への発信</li> <li>・イベントにおけるアイヌ舞踊の披露、木彫り体験等</li> <li>・人気アニメとのコラボによるスタンプラリーイベント等</li> <li>・生活館を拠点としたアイヌ文様ラッピングバスの運行</li> <li>・札幌・新千歳空港・ウポポイ・平取を結ぶアイヌ文様ラッピングバスの運行</li> <li>・デザイナーとのコラボによる新たなアイヌ工芸品の商品開発等</li> <li>・イオル文化交流センターの整備</li> <li>・アイヌ木工芸品の制作に必要な機械の購入</li> <li>・21世紀・アイヌ文化伝承の森プロジェクト（国有林野内での育成状況の調査等）</li> <li>・本町生活館の改修</li> <li>・中学生及び高校生を対象とした公営塾の運営</li> </ul>	439,892
北海道 新冠町	・多機能型交流施設（生活館）の本体工事	170,652
北海道 浦河町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アイヌ文化資料のデジタル保存</li> <li>・アイヌ文化伝承に使用する自然素材の育成</li> <li>・生活館を拠点としたアイヌ文様ラッピングバスの運行</li> <li>・入船生活館の改修</li> </ul>	34,580
北海道 様似町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊崎氏のアイヌの生活に関する資料のデジタル撮影、整理、翻刻等、資料目録の作成</li> <li>・アイヌ文化PR用動画の制作</li> <li>・アイヌ民話の内容3編を対象とした絵本・紙芝居・アニメのキャラクターと脚本の作成</li> <li>・郷土館におけるアイヌ文化関連展示の拡充、企画展の開催</li> <li>・台湾原住民との交流</li> </ul>	28,552
北海道 えりも町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・猿留山道におけるアイヌ語地名と地形を学ぶ散策及び学習交流会の開催</li> <li>・庶野生活館等の改修等</li> </ul>	13,648
北海道 新ひだか町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古式舞踏等の公演、伝統的サケ漁の儀式再現体験やアイヌ刺繍講座等</li> <li>・アイヌ文化拠点空間施設整備（シャクシャイン記念館改修、アイヌ民俗資料館改修及び生活館建設）の実施設計及びチャシ跡環境整備</li> <li>・川合生活館及び西川生活館の集約化と新生活館の建設（実施設計）</li> </ul>	37,807

市町村名	交付対象事業	交付決定額 (単位：千円)
北海道 上士幌町	・アイヌ伝統的生活空間の環境整備（イオルの森散策路の草刈り）	656
北海道 釧路町	・アイヌ伝説人吉良平次郎のアニメーション等の制作 ・アイヌ語由来の難読地名解説看板の設置、アイヌ語地名の学習、PR等 ・釧路町公民館におけるアイヌ文化財展示スペースの設置	18,076
北海道 厚岸町	・厚岸かぐら衣装等購入 ・厚岸神岩チャン跡及び豎穴群の現況地形測量 ・湾月生活館の改修	50,648
北海道 白糠町	・チャン跡などアイヌゆかりの場所を「アイヌ伝統文化空間」として整備 ・アイヌ語地名ゆかりの場所を「アイヌ伝統文化空間」として情報発信 ・幼児対象の教育サポート、小学生対象の放課後学習サポート及び高校生対象の公営塾の運営 ・オーストラリア先住民族との交流	181,129
北海道 標津町	・標津遺跡群とその周辺の文化財群の総合的な活用のための調査 ・アイヌの歴史文化を学ぶミュージカル公演やイベント等 ・アイヌ文様ラッピングバス及びワゴンの運行 ・アイヌ文化にまつわる観光ルート構築のための観光動向調査 ・観光客への貸出等に活用するアイヌ衣装のレプリカの制作 ・サーモン科学館のアイヌ資料展示のための施設改修 ・ポスターやパンフレットなどのアイヌ文化PR資料の制作	47,880
三重県 松阪市	・「武四郎まつり」でのアイヌ古式舞踊の披露等 ・「松浦武四郎記念館」のリニューアル（改修工事） ・ウポポイにおける「松阪の日」イベントの開催	20,180
合計		1,985,183

(注1) 令和3年度予算は2,000,000千円  
このほか令和2年度予算の繰越額が679,692千円あり、  
執行可能額は合わせて2,679,692千円

(注2) 今後の予定  
7月中旬に第2回の交付決定を予定

令和3年度 アイヌ政策推進交付金交付市町村

道外市町村  
松阪市（三重県）

旭川市

余市町

札幌市

恵庭市

千歳市

苫小牧市

豊浦町

洞爺湖町

八雲町

上士幌町

標津町

釧路市

厚岸町

根室市

白糠町

釧路町

帯広市

平取町

新ひだか町

浦河町

伊達市

室蘭市

登別市

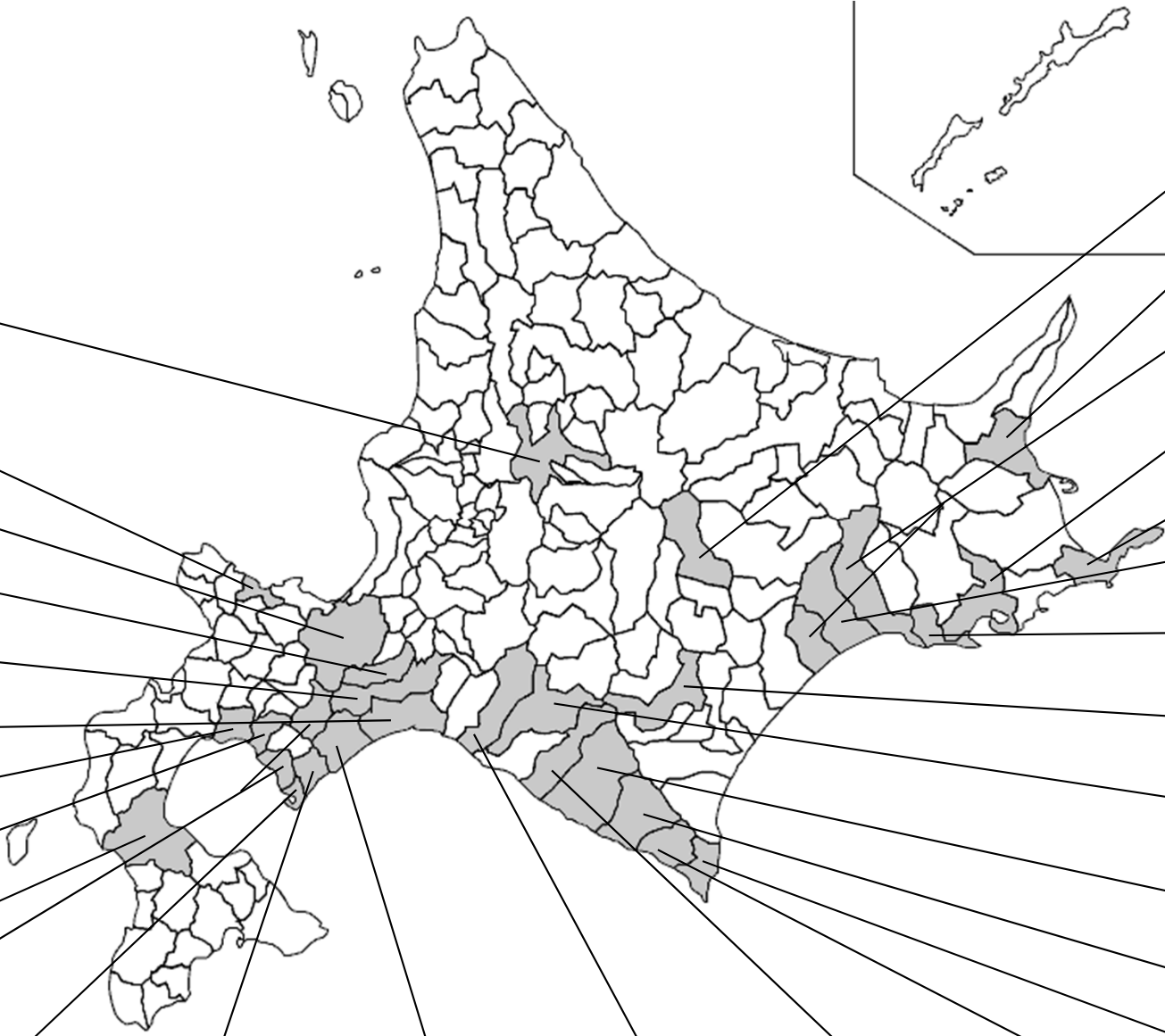
白老町

むかわ町

新冠町

様似町

えりも町



## ＜参照条文＞

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律  
(平成三十一年法律第十六号)(抄)

(アイヌ施策推進地域計画の認定)

第10条 市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき(当該市町村を包括する都道府県の知事が都道府県方針を定めているときは、基本方針に基づくとともに、当該都道府県方針を勘案して)、内閣府令で定めるところにより、当該市町村の区域内におけるアイヌ施策を推進するための計画(以下「アイヌ施策推進地域計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 アイヌ施策推進地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 アイヌ施策推進地域計画の目標

二 アイヌ施策の推進に必要な次に掲げる事業に関する事項

イ アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

ロ アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

ハ 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

ニ 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

ホ その他内閣府令で定める事業

三 計画期間

四 その他内閣府令で定める事項

3 (略)

4 第二項第二号(ニを除く。)に規定する事業に関する事項には、アイヌにおいて継承されてきた儀式の実施その他のアイヌ文化の振興等に利用するための林産物を国有林野(国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)第二条第一項に規定する国有林野をいう。第十六条第一項において同じ。)において採取する事業に関する事項を記載することができる。

5 前項に定めるもののほか、第二項第二号(ニを除く。)に規定する事業に関する事項には、アイヌにおいて継承されてきた儀式若しくは漁法(以下この項において「儀式等」という。)の保存若しくは継承又は儀式等に関する知識の普及及び啓発に利用するためのさけを内水面(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第八条第三項に規定する内水面をいう。)において採捕する事業(以下この条及び第十七条において「内水面さけ採捕事業」という。)に関する事項を記載することができる。この場合においては、内水面さけ採捕事業ごとに、当該内水面さけ採捕事業を実施する区域を記載するものとする。

6 前二項に定めるもののほか、第二項第二号(ハに係る部分に限る。)に規定する事業に関する事項には、当該市町村における地域の名称又はその略称を含む商標の使用をし、又は使用をすると見込まれる商品又は役務の需要の開拓を行う事業(以下この項及び第十八条において「商品等需要開拓事業」という。)に関する事項を記載することができる。この場合においては、商品等需要開拓事業ごとに、当該商品等需要開拓事業の目標及び実施期間を記載するものとする。

7～8 (略)

9 内閣総理大臣は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、アイヌ施策推進地域計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 基本方針に適合するものであること。

二 当該アイヌ施策推進地域計画の実施が当該地域におけるアイヌ施策の推進に相当程度

寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

10～14 (略)

(認定を受けたアイヌ施策推進地域計画の変更)

第 11 条 市町村は、前条第九項の認定を受けたアイヌ施策推進地域計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 前条第三項から第十四項までの規定は、同条第九項の認定を受けたアイヌ施策推進地域計画の変更について準用する。

(交付金の交付等)

第 15 条 国は、認定市町村に対し、認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業（第十条第二項第二号に規定するものに限る。）の実施に要する経費に充てるため、内閣府令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2 前項の交付金を充てて行う事業に要する費用については、他の法令の規定に基づく国の負担若しくは補助又は交付金の交付は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の交付金の交付に関し必要な事項は、内閣府令で定める。